様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年　9月　30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃふれっしゅせいか  一般事業主の氏名又は名称 株式会社フレッシュ青果  （ふりがな） にしはら　りょういち  （法人の場合）代表者の氏名 西原　亮一  住所　〒891-0115  鹿児島県鹿児島市東開町13番地38  法人番号　7340001003812  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 公式ホームページ  株式会社フレッシュ青果 DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公式ホームページで公表  <https://fresh-seika.jp/fresh-dx/dx-initiative/>  DX宣言 | | 記載内容抜粋 | フレッシュ青果はDX推進により、業務効率化、顧客満足度向上、フードロス削減、従業員エンゲージメント向上を実現し、青果物業界のリーディングカンパニーを目指します。具体的には、AIによる受発注管理の自動化、EDI連携、クラウド活用による情報共有の円滑化など、全社的な業務効率化を推進します。顧客データ分析によるパーソナライズされたサービス提供や、市場データ分析に基づいた価格戦略・需要予測によるフードロス削減にも取り組みます。さらに、DX推進人材育成やIT環境整備を通じて従業員のデジタルスキル向上と働きがいのある環境づくりを推進します。DX推進室を中心に全社一丸となってDXを推進し、企業価値向上と社会への貢献を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認後、社内外に公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社フレッシュ青果 DX戦略  株式会社フレッシュ青果　DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公式ホームページで公表  「株式会社フレッシュ青果 DX戦略」ページ　及び  <https://fresh-seika.jp/fresh-dx/dx-strategy/>  「株式会社フレッシュ青果　DXへの取り組み」ページ  <https://fresh-seika.jp/fresh-dx/dx-initiative/>  にて公表 | | 記載内容抜粋 | 1. 経営ビジョン  「データ駆動型青果流通プラットフォームの構築」  デジタル技術を活用し、サプライチェーン全体の効率化と透明性を向上させ、生産者から消費者まで、全てのステークホルダーに新たな価値を提供するプラットフォームを構築します。  2. ビジネスモデル  ①データドリブンな調達・販売:  AIを活用した需要予測に基づき、最適な調達・販売計画を立案し、フードロス削減と収益最大化を実現します。  ②生産者との連携強化:  生産者向け情報提供プラットフォームを構築し、栽培技術や市場動向に関する情報提供、共同販促企画などを通じて、生産者との連携を強化します。  ③顧客体験の向上:  Webアプリケーションやモバイルアプリを通じた顧客接点の強化、パーソナライズされた商品提案など、顧客体験価値の向上を図ります。  ④新たな収益源の創出:  データ分析に基づいたプライベートブランド商品(PB商品)開発、プラットフォーム上での広告配信、他社との連携によるサービス提供など、新たな収益源を創出します。  3. 情報処理技術の活用戦略  ①データ基盤の構築:  社内外のデータを統合・蓄積するデータ基盤を構築し、データ分析・活用のための基盤を整備します。  ②AI・機械学習の活用:  需要予測、価格最適化、品質管理などを、AI・機械学習を活用した業務効率化・高度化を推進します。  ③IoTの活用:  倉庫内の温度・湿度管理、配送車両の運行管理など、IoTを活用したサプライチェーン全体の可視化・最適化を推進します。  ④クラウドの活用:  クラウドサービスを活用することで、システムの柔軟性・拡張性を高め、コスト削減と迅速なサービス展開を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認後、社内外に公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「株式会社フレッシュ青果　DXへの取り組み」ページ内  「③組織・体制」の部分と「DX推進体制およびDX人材育成」の部分  <https://fresh-seika.jp/fresh-dx/dx-initiative/> | | 記載内容抜粋 | ●DX推進体制  DX推進室を設置し、全社横断的なDX戦略策定・実行、各部門へのDX推進支援、DX人材育成を統括。各部門はDX推進室と連携し、DX推進を加速。  ●DX人材育成計画（段階的アプローチ）  目標：全社員がデジタル技術を活用し、業務改善や新たな価値創出に貢献できる組織文化を醸成  段階的育成アプローチ  ≫第1段階：DXリテラシーの向上（全社員対象）  目的：デジタル技術への抵抗感をなくし、DXの基礎知識を習得  内容：IT基礎、情報セキュリティ、個人情報保護学習、社内システム勉強会、DX情報発信  ≫第2段階：DX実践スキルの習得（各部門担当者対象）  目的：業務課題を特定し、デジタル技術で解決  内容：課題解決型ワークショップ、社内システム活用事例共有  ≫第3段階：DXリーダーの育成（選抜メンバー対象）  目的：DXプロジェクトを主導、組織全体のDX推進を牽引  内容：DXプロジェクト参画、社外リーダー育成プログラム参加支援 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「株式会社フレッシュ青果　DXへの取り組み」ページ内  <https://fresh-seika.jp/fresh-dx/dx-initiative/>  「環境整備の具体的方策について」の部分 | | 記載内容抜粋 | 1. ITインフラの刷新   クラウドサービスへの完全移行、ネットワーク環境の強化、最新デバイスの導入により、柔軟性・拡張性・セキュリティの高いIT基盤を構築します。   1. データ活用基盤の構築   データウェアハウス、BIツール、データガバナンス体制を整備し、データに基づいた迅速かつ正確な意思決定を可能にします。   1. 最新技術の導入   AI・機械学習、RPA、IoTなどの最新技術を積極的に導入し、業務効率化・高度化を図ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社フレッシュ青果 DX戦略 | | 公表日 | 2024年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公式ホームページで公表  「株式会社フレッシュ青果 DX戦略」ページ内  <https://fresh-seika.jp/fresh-dx/dx-strategy/>  「DX戦略達成指標」の部分 | | 記載内容抜粋 | 下記のDX戦略達成指標は、今回のデータ駆動型DX戦略による基幹システムやオンラインプラットフォームの改良や構築を実施することで、売上高比率や、顧客一社当たりの平均売上金額・頻度の増加等をデータ分析し指標のモニタリングを実施します。  ●財務指標  売上高成長率10%以上、顧客生涯価値向上、新規顧客獲得数増加、コスト削減  ●業務効率指標  受発注処理時間5%短縮、在庫回転率向上、配送効率10%改善、ピッキング作業時間10%短縮、従業員一人当たり売上高10%向上  ●顧客満足度指標  顧客満足度10ポイント向上、NPS10ポイント向上、オンラインプラットフォーム利用率75%  ●その他  フードロス率5%削減、従業員エンゲージメント75%、DX人材5人育成、取引先連携強化 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　1日 | | 発信方法 | 公式ホームページの株式会社フレッシュ青果　DXへの取り組みにてトップメッセージとしてDX宣言を掲載  <https://fresh-seika.jp/fresh-dx/> | | 発信内容 | DX宣言  デジタル化が加速する現代社会において、青果物業界も大きな変革の時を迎えています。株式会社フレッシュ青果は、この変革をチャンスと捉え、DX（デジタルトランスフォーメーション）に挑戦することで、業界の未来を切り拓くことを決意いたしました。  AIやデータ分析を活用し、これまで以上に効率的な業務プロセスを構築することで、お客様へのサービス向上とフードロスの削減を目指します。また、生産者の方々との連携を強化し、高品質な青果物を安定的に供給できる体制を築いてまいります。  社員一人ひとりのデジタルスキル向上を支援し、変化を恐れずに挑戦できる環境を整備することで、全社一丸となってDXを推進してまいります。  DXを通じて、お客様に新たな価値を提供し、持続可能な社会の実現に貢献できる企業として成長していくフレッシュ青果にご期待ください。  代表取締役社長  西原　亮一 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　3月頃　～　2023年　11月頃 | | 実施内容 | 2021年度に外部機関のITコーディネータとIT経営戦略企画書等の作成と計画を実施、遂行し、2023年11月頃より「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。  自己診断結果はIPA「DX推進指標　自己診断結果入力サイト」にアップロードしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　04月頃　～　現在も継続実施中 | | 実施内容 | 重点施策  リスクアセスメント: 定期的なリスク評価を行い、適切な対策を講じ実施している。  エンドポイントセキュリティ: 最新のセキュリティソフト導入、OS・アプリのアップデート、従業員教育を徹底している。  ネットワークセキュリティ: ファイアウォール、IDS/IPS導入、ネットワークのセグメント化、VPN導入により、不正アクセスを防止している。  アカウントセキュリティ: 強力なパスワードポリシー、多要素認証、アクセス権限管理を徹底している。  セキュリティ教育: 定期的な教育と実践的な訓練で、従業員のセキュリティ意識を高めている。  情報漏洩対策: アクセス制御、暗号化、インシデント対応手順の策定により、情報漏洩の防止活動をしている。  インシデント対応体制: 迅速な対応を可能にするためdx推進室においてマニュアル化している。  外部専門家との連携: セキュリティ監査やコンサルティングを通じて、専門家の知見を活用している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。